

## 洞 爺 湖 町 議 会 平 成 2 7 年 6 月 会 議

### 議 事 日 程 ( 第 3 号 )

平成 2 7 年 6 月 1 8 日 ( 木 曜 日 ) 午 前 1 0 時 開 議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 報告第 4 号 平成 2 6 年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告について
- 日程第 3 議案第 2 号 工事請負契約の締結について ( 洞爺町防災行政無線 ( 同報系 ) デジタル化整備工事 )
- 日程第 4 議案第 3 号 工事委託協定の締結について ( 虻田下水終末処理場・とうやクリーナップセンター改築更新工事 )
- 日程第 5 議案第 4 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 日程第 6 議案第 5 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 日程第 7 議案第 6 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算 ( 第 2 号 )
- 日程第 8 議案第 7 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 日程第 9 議案第 8 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 日程第 1 0 議案第 9 号 平成 2 7 年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算 ( 第 1 号 )
- 日程第 1 1 意見書案第 1 号 憲法を守り、日本を海外で戦争することを可能にする戦争立法の廃案を求める意見書 ( 案 ) について
- 日程第 1 2 意見書案第 2 号 消費税増税の撤回を求める意見書 ( 案 ) について

本日の会議に付した事件

日程第 1 ~ 日程第 1 2 まで議事日程に同じ

出席議員 ( 1 4 名 )

1 番 岡 崎 訓 君 2 番 越 前 谷 邦 夫 君

3番	五十嵐	篤	雄	君	4番	高	臣	陽	太	君
5番	千	葉	薫	君	6番	立	野	広	志	君
7番	小	松	晃	君	8番	沼	田	松	夫	君
9番	板	垣	正	人	君	10番	七	戸	輝	彦
11番	篠	原	功	君	12番	大	西		智	君
13番	下	道	英	明	君	14番	佐	々	木	良
										一
										君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	真	屋	敏	春	君	副町長	八	木	橋	隆	君
総務部長 兼 税務 財政課長	遠	藤	秀	男	君	経済部長	伊	藤	里	志	君
洞爺総合 支所長兼 庶務課長	大	西	康	典	君	総務部次 長 兼 住民課長	澤	登	勝	義	君
総務課長	毛	利	敏	夫	君	企画防災 課 長	鈴	木	清	隆	君
健康福祉 課 長	皆	見		亨	君	健康福祉 センター長	山	本		隆	君
観光振興 課 長 兼 洞爺湖 温泉支所長	佐	々	木	清	志	君	火 山 科学館長	木	村		修
産業振興 課 長	佐	藤	孝	之	君	建設課長	八	反	田		稔
環境課長	若	木		涉	君	上下水道 課 長	篠	原	哲	也	君
シビック 推進課長	武	川	正	人	君	農業振興 課 長	杉	上	繁	雄	君
会計管理 者兼会計 課 長	田	仲	喜	美	江	君	農業委員会 事務局長	片	岸	昭	弘
											君

教育長 網 嶋 勉 君 管理課長  
兼学校給  
食センター長 天 野 英 樹 君

社会教育  
課長 永 井 宗 雄 君 代 表  
監査委員 宮 崎 秀 雄 君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 佐 藤 久 志 議事係 平 間 義 陸

庶務係 阿 部 は る か

#### 開議の宣告

議長（佐々木良一君） 皆さん、おはようございます。

現在の出席議員数は14名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

#### 会議録署名議員の指名について

議長（佐々木良一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、5番、千葉議員、6番、立野議員を指名いたします。

#### 報告第4号の上程、説明、質疑

議長（佐々木良一君） 日程第2、報告第4号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

報告の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 報告第4号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、別表第1、平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり報告するものでございます。

それでは、次のページをお開きください。

別表第1でございます。

まず1点目でございます。民間大規模建築物耐震診断補助事業でございます。翌年度繰越額は3,781万2,000円でございます。うち、一般財源は945万6,000円でございます。

次に、地域住民生活等緊急支援事業でございます。翌年度繰越額7,889万7,000円でございます。うち、一般財源は1,125万4,000円でございます。

合計で1億1,670万9,000円でございます。これを平成27年度で執行するものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 以上で、報告第4号平成26年度虻田郡洞爺湖町一般会計繰越明許費繰越額の報告についての報告を終わります。

議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第3、議案第2号工事請負契約についてを議題といたします。  
提案の理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第2号工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事の請負契約を締結するものでございます。

工事名でございます。洞爺湖町防災行政無線（同報系）デジタル化整備工事でございます。

工事の概要につきましては、議案説明資料1ページのシステム構成図のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

次に、工事場所でございますが、洞爺湖町内の指定する場所。

契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

契約金額でございます。1億4,040万円でございます。

工期につきましては、契約の日から平成28年3月18日まででございます。

契約の相手方でございます。札幌市中央区北7条西13丁目9番地株式会社富士通ゼネラル北海道情報通信ネットワーク営業部部長矢口貴弘でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

立野議員。

6番（立野広志君） 1点だけお聞きします。

今回、契約方法を指名競争入札としているわけですが、防災行政無線のデジタル化整備工事においては、専門性を要する調査業務などの場合、単に価格の安さだけで選定したのでは期待した結果が得られない場合も生じてしまうのではないかというふうに思います。

そのため、例えば、公募または指名による複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画・提案能力のある者を選ぶ方式、プロポーザル方式を取り入れる行政もありますが、今回のように指名競争入札とした根拠を示していただきたいと思えます。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 今回の工事契約によります防災行政無線デジタル化の整備でございます。

5者の指名競争入札という形にさせていただきました。この5者につきましては、大手無線メーカーを指名させていただいておまして、どこのメーカーにおいてもしっかりした整備ができるという部分で、そうした中で、今議員がおっしゃられるプロポーザル方式もあるかと思えます。そうした中での提案というよりも、洞爺湖町として、今、既存の施設がある

中で、やはり、地域に合ったものという中で町が求めるものを提案させていただきまして、今回、5者での指名競争入札を選んだところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番立野議員。

6番（立野広志君） どの入札参加事業者、企業もそれなりの技術を持っているという説明だったと思いますが、指名競争入札というのは、基本的には入札金額の一番低い事業者が落札するということになるわけですから、実際に必要な設備、整備等を行うとなれば、当然、最低限かかる費用も出てくると思います。特に、きのうの一般質問でも取り上げましたけれども、このような行政無線で、今、一番問題になっているのは聞きにくさで、これがどれだけ改善されていくのか。これまでの状況をよく調べた上で、今後、デジタル化によってさらに鮮明度が上がり聞きやすくなる、こういうものでなければならぬと思うのですが、そういうことをきちんと担保できる内容なのかどうか、改めてこのことを確認させていただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 今回の入札の落札金額につきましては、1億4,040万円、税込みということになっています。こうした中で、うちが求めている部分を仕様書にしっかり書かせていただいております。業務に当たっても、整備する機器等、うちが求めているものがしっかり整備されているか、そういう部分も監視をして今回の工事を行っていく形となっています。

今、町がデジタル化として求めている部分の中で、機材等、うちが求めているものが装備されているかということは、工事の入札状況にも書いているところですが、通電技術がこの部分で管理業務をしっかりとさせていただいて、電波のことですから目に見えないところもたくさんあるのですけれども、そういうところもしっかり監視できる体制の中で工事を行ってまいりたいと考えております。

議長（佐々木良一君） 6番立野議員。

6番（立野広志君） 3回目ですので、もう一つ違うことをお聞きしたいのですが、戸別受信機の数としては300個ということになっています。これをどういうふうに配備するかという話は聞いたのですが、400でもなければ500でもない、300だと。この300というのは何か根拠があるのですか。

というのは、高台地区に行って、あとは行政施設関係だというのですが、300という数が多いのか、少ないのか、個数もわからないのであれですが、それにしても300というのはどういう根拠で出てきた数値なのかということについて説明いただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 戸別受信機の部分でございます。300台の購入という形で、設置場所等に関しましては、きのうもお話ししたところであります。一つには、洞爺地区の高台の方々の戸別、また、子機では電波が届かない岩屋・川東地区、この部分で180ぐらいになると思います。それと、避難所となる42カ所、ここで220ぐらいになるのですけれど

も、あとは公共施設で、端数は押さえていない中で、300で足りるという中で整備として入れているところです。そういうことで、大体250台くらいは整備されるものになるのかなとは考えております。

議長（佐々木良一君） そのほかに質疑ございませんか。

3番五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） 単純な質問で大変恐縮なのですが、今、システム構成図を拝見しておりまして、洞爺総合支所にも遠隔制御局の設備が置かれることになっていますが、これはどんな役割が持てるのか、教えていただけますでしょうか。

企画防災課長（鈴木清隆君） 洞爺湖デジタル防災無線のシステム構成図についてでございます。

親局につきましては、役場本庁舎に整備する形になっております。ただ、親局の部分で、あるかないかはあれですけれども、全町避難ということになった場合に、次に情報を発信する場所として、洞爺総合支所のほうにも操作ができる卓台を置いて、そちらのほうから情報発信できるようにという形で、今回、整備をさせていただいております。

3番（五十嵐篤雄君） 多分、そうだろうとは私も思っておりました。

ただ、そうなったときに、この図の中では、制御装置のハードそのものが洞爺湖役場の中に入っているようになっています。別な場所にあるのであればいいのですが、この建物自体に損傷が加わらなければ、この制御装置も作動して、遠隔装置が洞爺総合支所にあっても発信可能になると思いますが、この建物自体に不測の事態が生じたときに、この総合支所に遠隔装置を置いて、ここ自体が機能しなければ意味がなくなると思っています。この制御装置のある場所として、ここも安全なのでしょうけれども、ほかのもっと安全なところに置かれているのか、それともこの庁舎内にあるのか、ちょっと教えてください。

企画防災課長（鈴木清隆君） 制御装置につきましては、庁舎の3階でございます。もし、停電などで電気が来ない場合でも、蓄電池の中で3日間、作動する形になっています。そうした中で、子局にはなりますけれども、遠隔装置ができます洞爺総合支所からの情報発信は、72時間ですけれども、できるような装置としております。

3番（五十嵐篤雄君） こんなことがあってはいけないのですが、この建物自体に被害をこうむるようなことがあると、防災行政無線は機能しないということになるということなのだと思います。そんなことがあってはならないのですけれども、この制御装置がしっかりとした防御といいますか、建物が多少おかしくなってもこれだけは生きるのだというぐらいの完璧な部屋というか、その形の中にこの装置が置かれることを望みたいのですが、そんな構想にはなっているのでしょうか。

企画防災課長（鈴木清隆君） この装置を設置している場所ですけれども、3階のサーバー室があるところでございます。そこは、まずは侵入者等が入らないようなしっかりしたセキュリティになっているということと、洞爺湖町庁舎の中でも一番安全な場所ということで捉えて、この場所に整備させていただいております。

議長（佐々木良一君） そのほか、質疑はございませんか。

10番七戸議員。

10番（七戸輝彦君） 余り難しい質問はしないです。相当の事前調査とかをされて業者の方が選定されたものだし、この場所にこうしてという綿密な計算もされたと思いますので、難しいことは言わないのですけれども、やっぱり、電波というのは科学と化学でできているような気がするのですが、実はそうではなくて、自然相手な仕事なものですから、現実ででき上がってみて調整に入って、どうしても調整だけではクリアできない部分が出てきた場合には、きちんと増設なり、多少の補正の予算を出してでも柔軟に機械を足していくということを考えていただけるかどうかということです。

もう一点は、使い方の問題があるのです。これもまた行政の方の努力で月に2回使っているのですが、この防災行政無線を防災に使用するときの基準がわからないのです。例えば、津波一つにしてみれば、ここの町に津波警報が出たときに即座に使うものなのか、注意報程度でも使うものなのか、この町に震度3度が来たときに使うものなのか、震度5が来たときに使うものなのか、ちょっとわからないのです。なぜテレビでこれだけ大きく報道されているのはうちの町の防災無線はそれに対して一切知らせないのだろうかという疑問を今まで十何年間持ってきたのです。だから、この辺の基準をつくっていくことが現実にあるかどうか、つくる予定があるかどうか、これを伺いたいと思います。よろしく願います。

企画防災課長（鈴木清隆君） 防災行政無線に関しましては、やはり、災害があったときに動かないということになってはいけないものであります。そうした中では、今もそうなのですけれども、毎朝、職員が電波を発信して、ちゃんと電波が届いているかどうかというアンサーバックがあるので、それを毎日確認しているところです。また、1日と15日の行政放送という形の中で放送されて音が出ているということも確認させていただいているところです。そうした中で、しっかりとした防災行政無線の管理をしていきたいと考えております。

また、使い方でございますけれども、今の時点では、J - A L E R Tというものが装置と接続しておりまして、一つには、洞爺湖町において震度4以上の地震があった場合は自動的に警報が発せられる形になっています。また、津波においては、津波警報が出た時点で同じくJ - A L E R Tが作動して、住民の方々へ津波警報の発信をしております。ただ、津波注意報に関しましては、J - A L E R Tは動きませんので、その場合は、職員が、海岸線に近寄らないでくださいと、これは広報でも周知する部分ですけれども、やはり防災行政無線を使って周知していく形にしています。

J - A L E R Tについては、外からの攻撃に対しても作動するものでありますけれども、防災行政無線と連動して、基準は今のとおり震度4なり津波警報がありますが、まずはそうしたもので情報発信します。また、J - A L E R Tにとまらない警報ではなく注意報等に関しましては、やはり職員が情報発信として防災行政無線を使ってお知らせする体制を整えて

いるところでございます。

また、増設の関係でございます。

今回のアナログの部分も、場所によって1カ所移動させてもらっているところであり  
ます。今回は45施設の子局が整備されるところですが、この部分に関しましても、状  
況を見て、不都合なところがありましたら変更または増設も出てくるものがあるかと思いま  
す。そのときには、その状況に応じて対応していきたいと考えております。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第2号工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第4、議案第3号工事委託協定の締結についてを議題といたし  
ます。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第3号工事委託協定の締結についてでございます。

次のとおり、工事の委託協定を締結するものでございます。

まず、委託工事名でございます。洞爺湖町公共下水道根幹的施設の建設工事ございま  
す。虻田下水終末処理場・とうやクリーナップセンター改築更新工事でございます。

工事の概要につきましては、議案説明資料の2ページからの施設ごとの一般平面図のと  
おりでございますので、お目通しをお願い申し上げます。

次に、協定の方法でございますが、随意協定です。

協定金額は1億8,400万円でございます。

工期でございます。協定の日から平成29年3月10日まででございます。

協定の相手方でございます。東京都文京区湯島2丁目31番27号、日本下水道事業団理事長  
谷戸善彦でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。  
議長（佐々木良一君） 提案利用の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6番立野議員。

6番（立野広志君） 二つほどお聞きしたいのですが、1点目は、まず、随意契約ではなくて随意協定になっているのですが、随意協定というのは、町の契約規則の中には、契約を結ぶことができるということで明記しているものの中には随意協定という表現がないのです。なぜ、これは随意協定という表現を使って契約を結んでいるのか。契約規則にも載っていないことであるだけに、随意契約と同じだよというのであれば随意契約にすべきではないかというふうに思うのです。そのことが一つです。

それから、下水道事業団の関係で、下水道施設の整備等については、よく下水道事業団と契約を結ぶわけですが、下水道事業団に委託する場合に、多くが随意契約になっているのです。それは何か法的な根拠があるのかどうか、このこともあわせてお聞きしたいと思います。

総務部長（遠藤秀男君） まず、1点目の随意協定の関係でございます。随意契約ではないかというご指摘でございますけれども、この下水道事業団は、日本下水道事業団法という法律に基づいて設立されてございます。この事業団では、自治体等の要請によりまして、下水道の根幹的施設の建設、維持管理、技術的支援を行っているところでございます。

今回の工事も、個々の工事の請負契約ということではなく、終末処理場という根幹的施設の幾つかの更新工事を設計、管理事務をあわせて委託するものでございます。協定書という形で事業団と契約を交わしているところでございます。協定と契約がどう違うのかという部分もでございますけれども、今回の議案の中では、協定と契約というのはほぼ同義というふうに私どもは考えているところでございます。

また、厳密に申し上げれば、随意協定ではなくて、随意契約による協定というのがもしかすると正しいかもしれませんが、これまでも、事業団との協定の中では、契約という形ではなくて協定という形で議会に提案させていただいておりますので、ご理解をお願いしたいと思っております。

それから、2番目でございます。これは、先ほど申し上げましたように、日本下水道事業団法という法律に基づいて設立されている法人でございます。全国の自治体等の約7割以上がここの事業団に工事等の委託をしている状況でございます。必ずしも事業団に委託しなければならないというものではございませんが、当町としましては、これまでの経緯も踏まえまして、下水道事業団と協定をさせていただいているところでございます。

議長（佐々木良一君） 6番立野議員。

6番（立野広志君） 実は、その点については、担当の課長からも事前に説明を聞いていたのです。ただ、私が納得できないのは、そうであるならば、行政の事務というのは条例や規則に基づいてやられるわけでしょう。その条例にも規則にも載っていない言葉を使って契約

をすること自体はふさわしくないのではないですか。

今、遠藤部長がお話しになったように、随意契約に基づく随意協定というのが正しいのであれば、それは随意契約というふうにすべきだし、随意協定という文言が規則に一言も載っていないのです。もしこれがこれからも続くのであれば、契約規則の中に随意協定という文言を一つ加えるべきです。そうやって、規則にのっとった処理を行政としてすべきではないかと思います。同じ中味だから変わらないのだよという説明は私は納得できない。それは行政の仕事ではないですよ。やっぱり、行政は、きちんと条例や規則にのっとって正確に事務を行うというのが筋だと思います。

私も、協定という形で何回か提案されていて、どうも違和感があったのですが、調べてみたら、やはり規則には載っていないのです。ですから、なぜ契約にしなかったのかなと。この工事の中身のことを言っているのではないですよ。そのことが行政事務の取り扱い方としてはまず必要なのではないかというふうに思います。

それから、今回、下水道事業団とこの工事について随意協定をするというのは、下水道事業団法に基づいてということで、特に、これまでも、施設建設に伴っても下水道事業団がかかわってきました。今後も、メンテナンスを含めて、下水道事業団が独占的ずっと続くということになるのはどうなのかなと。もし民間なりほかの事業者が参入して、より低価格で高品質な工事ができる事業者があるならば、そういう事業者を入れて、価格が適正なものであるということを証明できるものにしていかなければならないのではないかなというふうに思うのです。

実は、総務省が出している地方公共団体の入札・契約制度というものがありますね。その中に、随意契約についての文言が書いてありまして、こんなふうに書いてあるわけです。地方公共団体の調達には、競争性とか透明性を確保することは原則であり、住民の目から不適切な調達を行っているのではないかと疑念を抱かれるようなことはあってはならない。入札・契約制度上、随意契約による方法で契約を締結できることは明らかですが、入札・契約制度の運用について、広範囲にわたり、安易に随意契約を締結しているなど、必ずしも適切とは言えない事例があるのではないかという指摘が行われるなど、住民に対して十分な説明責任を果たしているとは言えない状況になります。このため、入札・契約制度の趣旨に沿った運用を確保し、もって住民に対して十分な説明責任を果たすことが求められていますと。

この文書は、総務省が出ているのです。だから、安易に随意契約をしちゃだめだよと。ましてや、その価格が適正な価格なのかどうかということはどうやって証明するのか。住民から見ても、これはきちんと説明できるものにならなくてはならないわけです。その点でいうと、今回の契約についても、そういうことがきちんと担保されるものではなくてはいけないなと思うのです。その点についてはどういうふうにお考えなのでしょう。

議長（佐々木良一君） 篠原上下水道課長。

上下水道課長（篠原哲也君） 今回の業務の内容的には、委託の性格を基本としているとこ

るでございますが、日本下水道事業団法第27条により、事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされ、業務方法書には、事業団は下水道施設の建設を受託しようとするときは、委託する地方公共団体と委託協定を締結するものとする定められていることから、日本下水道事業団に業務委託を行う場合は、従前より、随意契約ではなく、随意協定として議会の承認をいただいているところでございます。

次に、事業団委託以外の方法についてのご質問だと思うのですが、事業団委託以外の方法につきましては、町が単独で事業を行う直営方式と町が工事発注後、工事の施工管理業務をコンサルタント等に外部委託する方法があります。しかし、これらの方法につきましては、町職員では適正な見積もり価格の判断ができないこと、また、下水道事業で多用される機器に関しましても、事業団独自の価格表を適用することができず、機器価格の適正化を維持することが極めて難しいことから、適正な工事価格が算出できないことが予想されます。加えて、町職員に専門技術者がいないため、工事施工管理において指示、同意、承認等の判断を下すのは難しい状況となります。

日本下水道事業団につきましては、日本下水道事業団法に基づき、下水道技術者が不足している地方公共団体を支援、代行する機関として、都道府県により設立された非営利の地方公共団体の代行機関である地方共同法人でございます。各専門的な技術や知識及び経験を有しており、町にかわり、設計管理、積算、工事発注、工業管理、検査等を行う最適な団体であると認識しているところでございます。

次に、協定金額の妥当性の検証についてのご質問だと思うのですが、協定金額の算出につきましては、日本下水道事業団において工事価格の積算を行っているところでございますが、国土交通省発行の工事積算歩掛かりを使用していること、全国的に事業を実施していることから、見積もり価格の適正化の判断能力がすぐれていること、事前に交付金の申請において北海道建設部及び北海道開発局に申請書を提出し、承認を受けていること、また、日本下水道事業団は、会計検査院の検査の受検まで行うことから、工事価格積算について算出されている工事設計書の価格については、公共事業として非常に精度の高い適正価格であると認識しているところでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） 6番立野議員。

6番（立野広志君） 日本下水道事業団への随意協定については、今の説明を伺ってわかりますが、先ほど前段で言ったこの町の契約規則の中に随意協定という文言がない。しかし、そういう契約を実際に結ぶわけですね。これは、規則に準じない形での契約ということになってしまうと思うのです。やっぱり、行政事務としてはこれは正しくない。だから、随意協定がこれからもたびたび出てくるのであれば、随意協定というものをきちんと契約規則の中に盛り込んで、その扱いを厳格にすべきだし、そうでないならば、随意協定ではなくて随意契約にして出すべきだと思うのですが、この点について改めて聞きます。

議長（佐々木良一君） 八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） ただいまの議員のご指摘を踏まえまして、規則の見直し等々を検討してまいりたいと思います。適切に対応をしてまいります。

議長（佐々木良一君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号工事委託協定の締結については、原案のとおり可決されました。

#### 議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第5、議案第4号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第4号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,166万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,764万3,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

歳入でございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金でございます。1,245万5,000円の増額でございます。旧洞爺診療所を高齢者サロンと郷土資料館として活用するための施設、（仮称）ふるさと交流センターの改修事業に対する集落活性化推進補助金の内示、決定により計上するものでございます。

次に、15款道支出金、2項道補助金、3目農林水産業費道補助金でございます。352万4,000円の増額でございます。経営所得安定対策直接支払推進事業補助金につきまして

は、戸別所得補償費に係る協議会事務費に対する補助金、多面的機能支払推進事業につきましては、農地維持・資源向上交付金事業に係る事務経費に対する補助金の増額、また、北海道青年就労給付金給付事業補助金につきましては、新規就農対象者1名への給付金を計上するものでございます。

次に、18款繰入金でございます。7,000万円の減額でございます。前年度からの繰越金の増により財政調整基金からの繰入金を減額するものでございます。

次に、19款繰越金でございます。9,927万3,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増により増額するものでございます。

次に、20款諸収入、5項雑入、3目雑入でございます。911万5,000円の増額でございます。コミュニティ助成金につきましては、庁舎の改修事業に対する助成、すこやかロード関連事業助成金につきましては、ウォーキング講座開催に対する北海道健康づくり財団からの助成、支障物件撤去負担金につきましては、旧洞爺少年自然の家貯水槽等の撤去に係る道負担金の計上でございます。

次に、21款町債、1項町債、2目農林水産業債でございます。2,130万円の増額でございます。道営農道整備事業として実施する伏見橋の整備に係る町負担分について、起債により措置するものでございます。

次に、7目衛生債でございます。1,600万円の計上でございます。(仮称)ふるさと交流センターの改修事業の補助裏分について起債により措置するものでございます。

次のページでございます。歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。30万円の増額でございます。先月噴火しました口永良部島のある屋久島町に対する災害見舞金の計上でございます。

3目公有財産管理費でございます。700万円の増額でございます。工事請負費につきましては、旧洞爺少年自然の家の施設内の貯水槽の撤去に係る工事費の増額、また、備品購入費につきましては、事務用製本機の老朽に伴う更新経費の増額でございます。

次に、4項選挙費、3目町議会議員選挙費でございます。109万1,000円の減額でございます。選挙経費の確定により減額するものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、4目介護保険費でございます。183万6,000円の増額でございます。制度改正に伴うシステム改修に係る町負担分を介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、5項保育所費、2目常設保育所費でございます。220万円の増額でございます。伊達市への広域入所委託料の計上でございます。

次に、4款衛生費、1項保健衛生日、1目保健衛生管理費でございます。3,212万3,000円の増額でございます。11節需用費につきましては、洞爺ふれ愛センターの設備修繕費の増額、12節役務費から15節工事請負費までにつきましては、歳入で申し上げました(仮称)ふるさと交流センターに係る改修経費の計上でございます。

3目保健衛生指導費でございます。11万5,000円の増額でございます。ウォーキング講

座開催経費の計上でございます。

次に、4項清掃費、1目清掃管理費でございます。253万8,000円の増額でございます。花美館機械設備の故障に伴う修繕経費の増額でございます。

次に、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業管理費でございます。352万4,000円の増額でございます。3節職員手当から14節使用料及び賃借料までにつきましては、歳入で申しあげました多面的機能支払推進事業に係る経費の計上、19節負担金補助及び交付金につきましては、新規就農者に対する給付金及び経営所得安定対策直接支払推進事業に係る補助金の計上でございます。

次のページでございます。

3目農業振興費でございます。2,137万5,000円の増額でございます。伏見橋の復旧につきましては、道営農道整備事業として、今年度より3カ年で実施することから、平成27年度分事業費9,500万円のうち、町負担分の22.5%相当分の計上でございます。

次に、5目農業研修センター費でございます。21万6,000円の増額でございます。老朽化した芝刈り機を更新するものでございます。

次に、7款商工費、2項観光費、1目観光振興費でございます。295万4,000円の増額でございます。11節需用費につきましては、英語版洞爺湖ガイドブックの増刷、19節負担金及び交付金につきましては、庁舎の改修事業補助金の計上でございます。

次に、2目観光施設管理費でございます。269万2,000円の増額でございます。13節委託料につきましては、洞爺湖湖畔公衆トイレ改修に係る実施設計委託料、18節備品購入費につきましては、財田キャンプ場乗用芝刈り機更新経費の増額でございます。

次に、8款土木費、1項土木管理費、1目土木管理費でございます。200万9,000円の増額でございます。町道高台8号線の道路用地として、民有地を購入するための経費でございます。

次に、3項河川費、1目河川費でございます。266万8,000円の増額でございます。小西川護岸復旧工費の増額でございます。

次に、9款消防費、1項消防費、2目災害対策費でございます。124万6,000円の増額でございます。コミュニティFM、wi - r a d i o (ワイラジオ)放送事業運営に係る負担金等を増額するものでございます。

次に、10款教育費、5項社会教育費、3目社会教育施設費でございます。84万3,000円の増額でございます。洞爺湖芸術館の外壁修繕費の増額でございます。

次に、13款予備費でございます。826万7,000円の増額でございます。14款諸支出金、1項地域住民生活等緊急支援費、1目地域住民生活等緊急支援費でございます。85万2,000円の増額でございます。地方創生総合戦略策定有識者会議の開催経費の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

6 番立野議員。

6 番（立野広志君） 事項別明細書の 6 ページに、清掃費の関係で花美館の修繕費用が盛り込まれております。花美館については、今後のあり方も含めていろいろ検討していきたいというようなお話を町長の行政報告が何かでされていたわけですが、新年度、修繕が必要だというのは、緊急のやむ得ない措置なのでしょうけれども、これも含めて、今、どういう検討状況ですか。さらにこの状況で続けていくという方向で、そういった検討も含めてされているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、8 ページの災害対策費の中で、コミュニティ FM 放送局事業負担金の増額が計上されていますが、この増額の要因は何でしょうか。この点についても説明いただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 真屋町長。

町長（真屋敏春君） 花美館の改修あるいはその存続等々について、私から説明をさせていただきます。

ごみ減量等推進審議会のほうから答申をいただいております。もう既に建設されてから 10 年を経過するという中で、最近、改修せざるを得ない状況が続いてきているということから、今後に向けて、そのあり方等々についての検討が必要ということで答申をいただいております。今、内部で協議をしております。

しかし、内部だけの問題ではなくて、やはり地域住民の皆さんの声も聞いていかなければならないということもございまして、特に、あそこは生ごみを堆肥化するという施設でもございまして、今、そこら辺について、担当のほうで、逐次、情報収集あるいはお話し合いを持たせていただいておりますけれども、それらがまとまりましたら、できれば方向性としては年度内に総論を出していかなければならないなというふうに考えているところでございます。

議長（佐々木良一君） 鈴木企画防災課長。

企画防災課長（鈴木清隆君） 9 款消防費、災害対策費の補正 124 万 6,000 円の内容についてでございます。まず一つは、12 節役務費の通信運搬費であります。当初、洞爺湖町役場からスタジオのあります伊達まで一般の電話回線を使って情報伝達ということを考えていたところですが、セキュリティの問題という部分では、光回線を通して整備をしていかなければならないということで、今回、35 万 5,000 円の増額となっております。

また、19 節負担金補助及び交付金の 89 万 1,000 円でありますけれども、まず最初に、開局イベントという形で、平成 26 年度の予算計上時に最初は出てきたものですが、内容等がしっかりしていない中で金額等を盛り込むのはということで、開局の金額が決まった時点で、今回、計上させていただいているところであります。そうした部分で、今回、124 万 6,000 円の補正をさせていただいているところであります。

もう一つ、FM びゅーの広報誌があるのですが、w i - r a d i o（ワイラジオ）の情報発信ということで、広報料としてのっている分もその中に含まれているものでござい

ます。

議長（佐々木良一君） 6番立野議員。

6番（立野広志君） 最初に花美館のほうについてお聞きします。現在、花美館は修理のために使用していないということになりますと、多分、その分は広域連合のほうにでも搬送しているのかなと思うのですが、例えば、将来的には花美館を廃止して、室蘭などと同じように広域連合で生ごみが処理されるというような方向を今考えているのでしょうか。その辺について、もし答えられるようでしたらお答えいただきたいと思います。

それから、wi - radio（ワイラジオ）についてはわかりました。とりあえず、今回はこのような補正をするということは理解しました。

町長（真屋敏春君） 花美館が開設されたときには、ごみの減量化に資する、それから、資源を再利用できるような施設にということでスタートしたわけですが、どうもビニール残渣が思った以上に目につくと。仕様書の中では、ビニール残渣が99%とれて、残りは1%ということでした。重量にすると残渣は1%しか残っていないわけですがけれども、それが非常に目につくという状況の中で、今現在は、公園等々の公共施設の用地の肥料散布として適用し、時には住民の皆様にもお配りしてきたところでございますが、ある意味、ごみの減量化という問題も抱えておりますので、今、2通りのことを考えておりますけれども、議員がおっしゃっていただいたように、広域連合に搬出するか、あるいは、違う内容の生ごみ処理場にするか、堆肥化施設にするか、そういうことも含めて検討しているところでございます。

議長（佐々木良一君） そのほか、質疑ございませんか。

8番沼田議員。

8番（沼田松夫君） 私は2点お願いしたいのですが、1点目は、常設保育所費で220万円を伊達市のほうにお支払いするという事です。これは何人ぐらいいるのかということが一つです。

それから、屋久島への見舞金の計上が上がっているわけですがけれども、私どもの姉妹都市の箱根町の大涌谷の問題もありまして、かなりの被害が風評被害という形で出ているのです。これは間違いなく出ているようです。私が向こうの議員に聞いたら、参っちゃうようということでありましたけれども、その辺の配慮はどんな形でおやりになっているのか、そこをお聞きしたいと思います。

管理課長（天野英樹君） 常設保育所費の伊達での委託でございますけれども、ゼロ歳児1名でございます。

町長（真屋敏春君） 屋久島町の口永良部島の噴火災害によりまして、147名の避難民が屋久島に避難されているという現状がございます。私どもも、火山活動の山を抱える町として、以前に多くの自治体から見舞金も頂戴したということで、金額は少額でございますけれども、屋久島にいち早く送らせていただこうというのが第1点でございます。

また、2点目の姉妹都市箱根町の今の大涌谷の状況は、残念ながら、風評被害による影響

が確かに事実として出ているところでございますが、どこに避難したとか、風評被害による観光客の減、今はそういう状況でございますが、姉妹都市の関係につきましては、万が一のときには私ども職員も派遣しようという態勢をとっていたところでございますけれども、今はまだ小康状態が続いている中で、今、うちの町として箱根町に対して何ができるのかというところは、箱根と十分協議を詰めながら、その対策を講じてまいりたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） そのほか、質疑ございませんか。

板垣議員。

9番（板垣正人君） 5ページの公有財産管理費で、工事請負費650万円とあります。これは、洞爺自然の家の建物を取り壊すというお話でした。それはそれでいいのですけれども、その後、公園化するというような話もありますけれども、こういったものにしていくのか、そういう計画があるのか、ないのか、あらかたの様子がわかっているのか。

また、例えば、公園化ということで何とか公園にしてしまうと、その後何とかグラウンドにしたいとか、公園ではない仕様にしていきたいという要望等があった場合は、どういう形で進めようとしているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

町長（真屋敏春君） ネイバル洞爺の跡地対策でございますけれども、道がやっていただくべき業務については、大方、道のほうにやっていただいたと思います。ただ、給水槽等々の取水ポンプの管理等については、道のほうからは、現地も離れていることから、洞爺湖町のほうで何とかやってほしいということで、その補償の金額をいただきまして、今、私どものほうでその工事を発注しようとしております。

とりあえずは、今の跡地を緑地帯にしまして、時間をかけながら、ある意味、いろいろな検討委員会のご意見も聞いております。どういう公園がいいのか、皆さんそれぞれ考え方があるようですけれども、やはり、急にこうこうこういうふうにはしないで、とりあえず、あそこを緑地公園にしながら、皆さんのご意見が固まった中で何かの形の整備をしていきたいというふうに考えております。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

議案第4号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号平成27年度虻田郡洞爺湖町一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第6、議案第5号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第5号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,846万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億6,780万1,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

9款繰越金でございます。1,846万5,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

次のページの歳出でございます。

12款予備費でございます。1,846万5,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号平成27年度虻田郡洞爺湖町国民健康保険特別会計補正については、原案のとおり可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第7、議案第6号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第6号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ576万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,998万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

6款繰越金でございます。576万8,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

次に、歳出でございます。

3款予備費でございます。576万8,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号平成27年度虻田郡洞爺湖町公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第8、議案第7号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第7号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳出歳入予算の総額に歳入歳出それぞれ1,430万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億5,146万6,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、3目介護保険事業費補助金でございます。183万6,000円の増額でございます。制度改正に伴うシステム改修に対する補助金の増額でございます。

次に、6款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金でございます。183万6,000円の増額でございます。制度改正に伴うシステム改修に対する一般会計負担分の増額でございます。

7款繰越金でございます。1,062万9,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

次のページ、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費でございます。367万2,000円の増額でございます。制度改正に伴うシステム改修に伴う委託経費の増額でございます。

6款予備費でございます。1,062万9,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号平成27年度虻田郡洞爺湖町介護保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第9、議案第8号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第8号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,689万2,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正でございますが、事項別明細書の中でご説明を申し上げます。

それでは、事項別明細書の3ページでございます。

歳入でございます。

4款繰越金でございます。364万6,000円の増額でございます。前年度からの繰越金の増額でございます。

6款町債、1項町債、1目簡易水道債でございます。450万円の増額でございます。大原地区配水管整備事業の充当財源として増額するものでございます。

次のページの歳出でございます。

2款簡易水道施設費、2項簡易水道建設費、1目簡易水道建設費でございます。450万円の増額でございます。大原地区配水管整備事業に係る実施設計委託料及び工事請負費の計上でございます。

4款予備費でございます。364万6,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

6番立野議員。

6番（立野広志君） 今の説明だけですと、どんな工事が行われるのかよくわからないのですが、この工事の概要についてもう少し説明いただけませんか。

議長（佐々木良一君） 篠原上下水道課長。

上下水道課長（篠原哲也君） 簡易水道事業特別会計平成27年度予算における簡易水道建設費の委託料及び工事請負費の補正でございます。

補正額は、委託料が140万円の増額、工事請負費が310万円の増額でございます。

事業箇所及び事業内容につきましては、町道大香線から洞爺の大原102 - 1番地から103 - 3番地先、国道230号道路敷地内に水道配水管75ミリを布設する事業でございます。

事業地は、旧大原小学校グラウンド敷地内に広域型特別養護老人ホームが建設される予定となっており、水道配水管が整備されていないため、現行の給水管では周辺を含め水量不足となることから、水道配水管を新たに整備するものでございます。

以上でございます。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成27年度虻田郡洞爺湖町簡易水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第10、議案第9号平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

八木橋副町長。

副町長（八木橋 隆君） 議案第9号平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）でございます。

平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ594万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,010万4,000円とするものでございます。

それでは、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

3ページでございます。

歳入でございます。

3款繰越金でございます。594万7,000円の増額ございまして、前年度からの繰越金の増額でございます。

次に、歳出でございます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金でございます。442万2,000円の増額ございまして、前年度の出納整理期間中に収納した保険料の確定により増額するものでございます。

次に、4款予備費でございます。152万5,000円の増額でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成27年度虻田郡洞爺湖町後期高齢者医療特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

（午前11時12分）

議長（佐々木良一君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前11時16分)

意見書案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(佐々木良一君) 日程第11、意見書案第1号憲法を守り、日本を海外で戦争することを可能にする戦争立法の廃案を求める意見書(案)についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

6番(立野広志君) それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第1号、平成27年6月16日、洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。提出議員、立野広志。賛成議員、小松晃、越前谷邦夫、高臣陽太。

憲法を守り、日本を海外で戦争することを可能にする戦争立法の廃案を求める意見書(案)について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

記。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、防衛大臣。

本文を読み上げます。

憲法を守り、日本を海外で戦争することを可能にする戦争立法の廃案を求める意見書(案)。

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした「閣議決定」(昨年7月1日)を具体化するための「安全保障法制」を国会に提出し、会期を延長してでも成立させようとしています。日本を「海外で戦争することを可能」にする道は、許されません。

「安全保障法制」は、これまで禁じられていた「戦闘地域」への自衛隊派兵を認めています。また、銃弾が飛び交う「戦闘現場」になっても、活動を休止するだけで、撤退はしないと決められようとしています。自衛隊員の武器使用については、「自己防護」(正当防衛)に限られてきたものから、大きく拡大。自衛隊の任務の危険性が格段に高まり、戦死者が出るのが想定されます。

また、日本が攻撃されてもいないのに、「存立危機事態」と政府が判断すれば参戦する仕組みをつくらようとしています。「重要影響事態」(=日本の経済や社会に重要な影響を与える事態)と判断すれば、「日本周辺」に限らず世界中で米国の戦争支援を行えるようにしようとしています。

米国の戦争を支援するために、いつでも自衛隊を派兵できる新たな海外派兵恒久法の名称が「国際平和支援法」と言われています。自衛隊が行う支援は、補給・輸送・修理・整備・医療など多岐にわたります。この法律により、弾薬の提供、戦闘行動のために発信準備をしている航空機への給油・整備も可能になります。「国際平和支援法」の正体は、「国際戦争支援法」にほかなりません。

このように、集団的自衛権行使を具体化する「安全保障法制」は、戦争立法と言っても過

言ではありません。よって、集団的自衛権の行使を具体化する法案については廃案とすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年6月16日。北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、佐々木良一。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

9番板垣議員。

9番（板垣正人君） 提出者に何点かお聞きしたいと思います。

今回の安全保障法制に対する反対の意見書だと思うのですが、表題のところに「戦争立法の廃案」と書いているのですが、どっちが本当なのか、まずそれが一つです。

それと、ここに「戦闘地域」とか「参戦」とか随分出ています。これは、今、国会で、まさにきょうの朝もやっています、自民党の方が質問していましたが、本当に真摯に、終始、いろいろな角度で話をしていたのですが、やはり、「戦争地域」とか「戦争立法」とかという言葉自体が、国民というか、町民というか、そういう人方の不安をおおるような一助になっているのではないかなと私は思うのですが、なぜこういう言葉にするのか。

私がもしこの意見書を出すのであれば、安保法制に対する反対で、それに対して文言をつけていくべきではないかと思うのですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

6番（立野広志君） お答えします。

表題のところに、「戦争立法」という表現を使いました。本文を読んでいただくと、これが何を指しているかというのは十分わかりただけだと思いますし、今、法案がまさに国会で議論されている中で、その法案の問題点が次々と明らかにされてきていると思います。そういう中で、多くの憲法学者も、これは憲法にも違反した戦争立法とも言える内容だというふうな発言をされており、この前の国会の参考人質疑の中でもそう表現されていた方がおりますが、まさにそういう意味で、これを廃案にして、戦争ができるような、そういう日本をつくらないということを強く意思表示するというのが大事なのかなと思っています。

そういうことから、この表題にも「戦争立法」と表記していますけれども、内容を読んでいただければ、今、国会で議論されている11本の法制のものであるということは十分ご理解いただけるのではないかなというふうに思います。

議長（佐々木良一君） そのほか、質疑はございませんか。

8番沼田議員。

8番（沼田正人君） 私は、今まさに立野議員が言われたように、今、国会で議論されている最中の問題だなというふうに思います。

そういう中で、例えば、この間、3人ほど、日本人が殺されました。戦後70年間に日本の人はこんなに世界へ行っているのかなと思うぐらい、たくさんの地域に邦人が行っているわけです。そういう中で、どうやって救出するかというのを人任せにしているのかという問題もあります。私は、国会議員ではないですから細かいことまでわかりませんが、海外の我が同朋が困ったときにどんな形で救出するのがいいのかということはお考えなのでしょうか。

私は、そのためにも、今回の法案はできたほうがいいなと思っているのですよ。海外邦人の救出のことだけでもお答えいただけたらと思います。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6番（立野広志君） この場は国会ではありませんので、法案としてこれをどうするのだという話ではないと思うのですが、今よく言われることだと思うのです。安部首相も海外で邦人がテロなどによって拘束された場合、それをみすみす見ていていいのかというふうなことをこの法案を国会に提出した理由の一つにしているようですけれども、現実には、では、日本の自衛隊が海外で邦人救出のために動けるような環境があるのかといえ、この法律を制定したとして、例えば、武器を備えて、まさに治安の悪い、あるいは戦闘がいつ起こるかわからない、そういう地域に自衛隊が派遣されて救出するというようなことはまずあり得ないだろうと思います。

むしろ、武器を持って、まさに戦闘に向かっていく、こういうような行為自体をこれまで日本は憲法に基づいて認めてこなかったわけであり、こういった面で言うと、首相や与党が言う抑止力とか米軍とともに戦争する準備を強化するということばかりですが、外交で戦争を避ける仕組みをつくるという国際的な努力こそが抑止力になるのではないかなと思っています。

実際には、今、アメリカなどが軍事力を強化すればするほど、相手方もそれに合わせて強化する、とめどもない軍拡競争が世界で起こっておりますし、これでは、かえって一触即発の緊張が高まるばかりで、しかも、アメリカのように世界一の軍事力を持ったとしても、テロの拡散というのは実質的には抑えられておりません。軍事予算を膨張して国民生活が圧迫される、逆に、日本がそういう戦闘行為に参加できる、こういう状況になればなおのこと、邦人の危険がふえていくということにもなりかねないのではないかなというふうに思いますから、そういった点では、むしろ平和的な解決のために国際的にも貢献するということが、今、一番やるべきことではないかというふうに思っています。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

9番板垣議員。

9番（板垣正人君） 今、質疑をさせていただきました。ありがとうございました。

私は、今度は反対の立場で討論させていただきます。

もちろん、私も、子どものときから、自分の父親が戦争体験者で、本当に、平和というのはいかに大事なものが、それはつくづくわかっております。本当に戦争ほど悲惨なものはない、平和ほどとうといものはない、私も本当にそのとおりだと思っています。そういう私ですけれども、今回のこの意見書ということに対して反対させていただきます。

まず、先ほど私が質疑しましたけれども、この意見書に対して、「戦争立法の廃案を」とか、そういう表現の仕方が私はちょっと納得できない。

もう一つは、今回の法整備がなぜ必要なのかということが大事だと思います。立場が違えば聞き方も違うかもしれませんが、まず、今回の法整備がなぜ必要なのかというと、全世界で、核兵器とか弾道ミサイルなど大量の破壊兵器が70年前と比べたら本当に驚異的であり、しかも、それが各地に拡散しているのです。また、軍事技術も著しく高度化しており、日本の近隣においても、北朝鮮が日本の大半を射程に入れる弾道ミサイルなどを配備して、核兵器も開発しており、日本人も犠牲となっている国際テロ、サイバーテロの脅威も深刻です。今、脅威は容易に国境を越えてやってきます。こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事である、どのような状況であっても対応できるすき間のない安全保障体制を今つくらなければいけないときではないか。

今回の法整備の大きな目的の一つは、日本防衛のための日米防衛協力体制の信頼性と実効性を高め、強化することにある。要するに、平時から有事に至るまで、すき間のない法制を整備することによって、日ごろから日米間の連携や協力が緊密にできるようになり、また、さまざまな想定のもとで共同訓練なども可能になります。こうした日ごろからの十分な備えが、結果として抑止力を高め、紛争を未然に防ぐのだと、私はそう思います。

そういう観点から、今の法整備に対しては賛成したいと思いますので、今回の意見書に対しては反対の立場をとらせていただきます。

以上です。

議長（佐々木良一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

7番小松議員。

7番（小松 晃君） 本意見書（案）に賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回、国会に提出されています安全保障関連法案は、今月4日に行われた衆議院の憲法審査会ですが、これは最高法規である憲法のあり方を議論する公式な審査機関です。その場で、憲法学者の3人がそろって意見という見解を出したことは大きいと思います。

また、憲法第9条第2項では、自衛隊は海外で軍事活動をする法的資格は与えられていないということにも言及しています。これに対して、政府与党は、参考人の人選には十分配慮してほしい、あるいは、違憲でないと言う著名な憲法学者もたくさんいると的の外れた意見が出ているようです。

この法案が提出されてから毎日のように新聞に記事が載っていますが、これをよしとしているのは、政府と自民党の高村副総裁を含む幹部の一部だけで、それ以外のほとんど

が集団的自衛権の行使は憲法9条に違反しているという記事が毎日のように載っています。

そんなことから、昨年7月に憲法解釈を無理やり変えて集団的自衛権の行使を容認した段階から、当時、共同通信だと思いましたが、これに対してアンケート調査を行った結果、この時点では回答した人の3分の2ほどが反対をしているし、現在でも政府の説明が不十分だという回答が80%という状況でございます。

このように、国民を侮辱するような姿勢を続けているなら、国民の理解は遠のく一方であるとも言われています。また、国会が多数決で法案を可決したら、国会が憲法を軽視し、立憲主義に反することになるという憲法学者の発言もあります。私もそのとおりだなと同感している者の一人でございます。

このことから、立憲主義を無視し、否定するような安全保障関連法案に対して廃案を求める立場から、本意見書(案)に賛成します。

議長(佐々木良一君) 次に、原案に反対者の意見を許します。

3番五十嵐議員。

3番(五十嵐篤雄君) 反対の立場から意見を述べさせていただきます。

戦争を好む者はありませんし、戦争そのものについては大反対でございます。恐らく、日本人の全てがそうであるでしょうし、ご出席の皆さんもそうだと思います。

戦後70年間、確かに日本は平和国家の道を歩んでまいりました。このことは、憲法が戦争を認めなかったということだと思える人もいますが、先ほど別な議員からも意見があったように、私たちは、戦争を体験しておりませんが、小さいころから、戦争を体験された方々から、日本は二度と戦争をしたらいけないのだということを耳にたこができるぐらい言い含められてきました。こういう先輩方の戦争に対する態度、気持ちが、やはり、日本が平和な70年間を送ってこられた原動力になっていたのかなというふうに思うわけでありませぬ。

この先もずっと永遠に平和であったほしい、これは誰でも願うものでありますけれども、我が国一國が平和主義を貫いていても、世界のいろいろな国々、いろいろな地域があるわけです。その人たちや国が同じような状況であってくれればいいのですが、そうでない以上は、いざというときに我が国の領土や人命、これを誰が守ってくれるのでしょうか。誰がその責任を担うのでしょうか。私は、日本政府の最も重要な責務はこのことではないかというふうに理解をしています。

残念なことに、特にここ数年ですが、緊張状況の事案がふえていると思います。もちろん、外交やいろいろな交流等でこういったものを抑える、緩和する、この努力はずっと続けなければならないと思っておりますが、現況を見た限りでは、早急にそれに対応する制度を整備しておく必要があると考えます。

そんなようなことから、この集団的自衛権を含む安保法制については、微妙な比率ですが、私は、6対4ぐらいの気持ちでこれは賛同すべきだというふうに考えるものであります。

日本は三権分立の国です。司法は司法で判断をするでしょう。政府は政府で対応を考えなければなりません。いろいろな報道がされていますが、憲法学者は、憲法を学んだ見地から憲法判断をされるでしょう。しかし、憲法を尊重していても、国家が存在しているからこそ憲法は意味があるのでありまして、国家の存在をなくして憲法の意味はないと思います。

そうは言うものの、今、国会でも審議中でありますので、なるべくなら、今後の国会で慎重かつ十分な審議を尽くしていただいて、少しでも国民の皆さんの理解を得るように、そして、なるべく限定された事態で対応できる法案になることを期待するところであります。

そういった意味で、法案には賛成の立場から、この意見書に対しては反対をさせていただくということでございます。

以上です。

議長（佐々木良一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番下道議員。

13番（下道英明君） 私は、このたびの意見書について、賛成の立場から討論させていただきたいと思います。

まず、集団的自衛権の行使を具体化する安全保障法制の法案については、廃案を強く求めるところでございます。

私は、三つの観点から申し上げたいと思います。

まず一つは、政府の集団的自衛権の行使を認める新3要件は、基準が曖昧でありますし、自衛隊の海外での活動の歯どめにはならないと考えているところでございます。

2点目は、新3要件は、立憲主義に反した便宜的、意図的な解釈変更であり、専守防衛の大原則から明らかに逸脱しているところでございます。

最後に、政府が集団的自衛権を行使して対応すべきとする数々の事例を述べておりますが、蓋然性、いわゆる実際に起こるか否かといった切迫性が認められないのが現状でございます。具体例として、法人輸送中の米艦防護の事例は、集団的自衛権の行使とは解されないものと考えております。

また、ホルムズ海峡の海上封鎖については、日本が武力行使で解決すべき日本の存立を脅かす事態だと言われるとは到底考えられないところでございます。

以上の3点から、私は、今回の意見書に賛成の立場でございます。

議長（佐々木良一君） それでは、反対者の意見を許します。

8番沼田議員。

8番（沼田松夫君） 私は、先ほども言いましたように、戦後70年を私も生きてきたわけでございますけれども、私も戦争は絶対に反対です。戦争なんかしちやいけないのです。間違いなくそうなのですが、先ほど私も言いましたように、今はもうグローバル化して、日本人がどこかへ行って活躍をしている、とんでもない活躍をしている人もいるものだなという思いをしています。

そういうことから、私は、はっきり言って、日本人は平和ぼけだと思います。この70年

間、何もなかったことがいいのだ、確かにいいのです。しかし、今の憲法を守っているから、永久に続いていくなどということは夢物語だと思っています。間違いなく、どこかの国が尖閣列島を狙っているのです。その国は、太平洋に出てきたいという中で、あの尖閣列島が邪魔になるということから、私は、沖縄へ行ったわけではございませんから、テレビとか新聞で得た程度の知識しかありませんけれども、中国が沖縄の土地を買収することに賛成する国民さえいるということも、一部、私の脳裏にはあります。

そういう中で、本当に日本が自分の力だけで自国を守れるのだろうか、そう思うときに、やはり、日米同盟をきちっとして、アメリカにも日本の防衛を頼まなければ絶対に防衛できない、僕はそういうふうに思っております。

ですから、これからの平和を、また、日本の国民が戦争にさらされることにならないようにしていくためにも、こちら辺で新しい考え方をきちんと求めて、次の時代に渡していくことが今の政治家の責任だろうと思います。国会議員がもう少しきちんと議論を詰めて、次の世代に渡せる法案をつくってくれることを望んで、私は反対をいたします。

ありがとうございます。

議長（佐々木良一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番高臣議員。

4番（高臣陽太君） 私は、賛成の立場から一言言わせていただきたいのですが、この意見書がどれくらいの効果を持って国の方に届くのかはわかりませんが、私も、戦争体験者ではなく、祖母から戦争の話の聞いたり、10代のころに原爆記念館にも何度か行っております。そういう意味では、戦争に対してのいいイメージもありませんし、悲惨なイメージを持っている一人です。

この中で、ちょっと表現がエキセントリックなところはあるかもしれませんが、一地方の人間として、この法案をよく考えていただきたいという立場から、今回の廃案に賛成しているところであります。

議長（佐々木良一君） ほかに、討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで討論を終了します。

これから、意見書案第1号憲法を守り、日本を海外で戦争することを可能にする戦争立法の廃案を求める意見書（案）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立少数です。

したがって、意見書案第1号憲法を守り、日本を海外で戦争することを可能にする戦争立法の廃案を求める意見書（案）については、否決されました。

意見書案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（佐々木良一君） 日程第12、意見書案第2号消費税増税の撤回を求める意見書（案）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

立野議員。

6番（立野広志君） それでは、読み上げて提案させていただきます。

意見書案第2号、平成27年6月16日、洞爺湖町議会議長、佐々木良一様。提出議員、立野広志。賛成議員、越前谷邦夫、同じく高臣陽太。

消費税増税の撤回を求める意見書（案）について。

会議規則第9条の規定により、上記議案を別紙のとおり提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣。

本文を読み上げます。

消費税増税の撤回を求める意見書（案）。

消費税の8%増税によって、国民生活と中小業者の困難は限界に達しています。年金や生活保護、医療、介護など社会保障は切り下げと負担増ばかりです。地域の中小企業・小規模事業者の多くは、利益を削り赤字でも身銭を切って納税を続ける中で、廃業の危機が広がっています。

消費税率10%への引き上げの先送りは、消費税制の害悪を何ら是正するものではありません。安倍首相は増税法附則第18条3項（景気条項）を撤廃し、景気が悪くても必ず増税すると表明しました。一方では、大企業だけが潤う法人税減税を強行しようとしています。

当該地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退も甚だしく、失業率は改善されず、中小企業の倒産廃業に歯どめがかかっていません。このような状況にのしかかる消費税増税と社会保障の負担増により、地域経済は決定的に破壊されようとしています。

自治体財政にも深刻な影響を及ぼし、財政試算では、地方消費税交付金や手数料などの増収を見込んで、建設事業費の負担増ができないなど、多額の赤字が予想され、その分は全て町民の負担になります。

そもそも消費税は、低所得者ほど負担が重く、不公平な最悪の大衆課税です。生活費非課税、応能負担というあるべき税制の原則からすれば、「消費税廃止への道」こそ、真剣に検討されるべきです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、政府に対し、消費税増税中止を求め意見書を提出します。

平成27年6月16日、北海道虻田郡洞爺湖町議会議長、佐々木良一。

以上です。よろしく願います。

議長（佐々木良一君） 説明を終わります。

これから、質疑を行います。

8 番沼田議員。

8 番（沼田松夫君） 言われていることはよくわかるのです。そういう中ですけれども、私が、今、自分の子ども、孫を思うときに、これだけの借金を残して、私は死んでいくのだと思いますが、どうやったら、子どもたちがもう少し楽な生活ができるか、借金に追い回されることのない社会をつくっていただけるのか。

直接税をこれ以上、上げられてはとんでもないことですから、そういう中で、やはり、国力を誇って、お金は国をどんどん、どんどん頼って、そして国が借金して地方へばらまいて、使ったのは我々だなと思うわけです。

そういう中で、インフラも、コンクリートは50年から70年でだめということですから、インフラの整備にも相当の金がかかっていくだろうと。そういうことからいくと、今、目先のことで、今苦しいからやめろということにはならないなど。やはり、使った結果において払わせられる消費税ですから、そういう中で何とか国の財政を立て直して行ってほしいということを思っていますので、立野議員は、国の財政を立て直す方法をどう考えられているのか、教えていただきたいと思います。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6 番（立野広志君） 今、沼田議員から質問がありましたが、国が借金をしている中でという話がありました。そういう中で、私はちょっといろいろ資料を集めてみたのですが、まず一つ、私は、結論から言うと、消費税を増税して、その使い道が問題だと思うのですね。国の借金を穴埋めするためということもありますが、社会保障を充実させるためだという話も以前からずっとしてきたわけですよ。

ところが、今、消費税が8%に増税されて1年たちましたが、税率が5%から8%に引き上げられて、逆に4月の国内総生産、GDPが実質1%マイナスになっている。要は、地域というか、国内の経済力が、今、大幅に低下しているというような状況だと思うのです。特に、地元の商店街を初めとした中小零細企業の営業も落ち込んできている。財源をふやすために消費税を上げた、ところが、財源をふやすためには一定の利益も上がっていかなくてはいけないわけですよ。商品の取引も進んでいかなくてはいけない。ところが、強制的にとられる消費税でとられるだけとられて、それが地域の経済にほとんど還元されていかない、こんなような状況では、さらに国の財政を圧迫していくのではないですか。

さらに、今回、消費税の増税で8兆円の財源がふえたというふうに言われていますが、その大もと、中心的なものは社会保障の財源削減にまたつながったり、あるいは、大企業や富裕層に対する法人税の減税が継続されて行われていて、その財源にこの消費税のほとんどが使われていく、こういう状況です。

ですから、まさに収入が幾ら少なくとも消費税を払わなければならないという消費税の害悪といいますが、そういうことで、今、日本の経済を立て直すのは到底無理なことだと私は思っています。むしろ、払うところで、能力がある人が能力に応じて税金を納める、きちんと納めていく、こういう税の改善、こういったものこそが今必要であって、そういうことに

よって国の財政を立て直していくことができるというふうに私は思っています。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

3番五十嵐議員。

3番（五十嵐篤雄君） この意見書の文面の6行目に、「安倍首相は増税法附則第18条（景気条項）」と書いてあります。質問というよりも、私が理解不足なのかもしれませんが、増税法という法律は正式名称なのでしょうか、それを確認いたします。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6番（立野広志君） たしか、そのとおりだったと思います。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

9番板垣議員。

9番（板垣正人君） お聞きします。ここは町議会の議場なので、国に対する意見書といえども、まず、自分の町を中心に考えてみたいと思って、質疑させていただきます。

まず、3行目に、「利益を削り赤字でも身銭を切って納税を続けるなかで、廃業の危機が広がっています。」とありますが、こういう業者というか、お店とか会社とかが洞爺湖町にあるのかなのか、提出者にお聞きします。

また、その下ですが、「当該地域でも、経済の疲弊・商店街の衰退ははなはだしく、失業率は改善されず、中小業者の倒産廃業に歯どめがかかっていません。」と書いてあります。私は、洞爺湖温泉に住んでいますけれども、まず、最近聞かれることは、誰か人がいないか、誰か人がいないかと、とにかく人探しで、働く人がいなくて参っているという会社が、私が知っている限りで3社ほどあります。それで、紹介していろいろするのですけれども、なかなかミスマッチというか、仕事がなかなかできない場面もあるのですけれども、基本的には仕事を また、時給なんかも、本当に748円で最低賃金だけれども、うちは850円出すから何とかならないかとかという話を随分聞きます。私と提出者の考え方が全然違うのであれば、その辺も確認したいと思います。

以上の2点をお願いします。

議長（佐々木良一君） 立野議員。

6番（立野広志君） 今の質問者の意見にお答えしますが、これは町のほうで正式な統計をとっているかどうか確認をしていませんけれども、私が消費税の増税撤回を求める意見書をつくる段階では、この間も、地方選挙もあったり、さまざま、有権者、地域の方々の実情をお聞きする機会もございました。そういう中では、私を知る限りにおいては、商売が順調に行って、そして利益が上がっているというふうなお話をされている方はほとんど聞かれませんでした。

逆に言えば、後継者難も含めてですけれども、店を閉じたり、事業所はもう先が見えているということで苦悩の声を聞かれることのほうがむしろ多い、そんなような現状です。

失業率等についても、一度、ハローワークのほうで調べたことがあったのですが、ミスマッチも含めてですけれども、やっぱり、非正規雇用などのどちらかという安定しない雇

用はある面ではふえているのかもしれませんが、きちんとした形で給料として払われる、そのことによって生活を支えていけるような雇用というのは、今、どんどん少なくなってきているというような話はハローワークの方からも伺ったことがあります。

そういうことを考えてみても、アベノミクスで地域の経済がよくなるという話がありましたが、実際に地域まではこういう効果、景気はまだまだ来ていないし、逆に言えば、今、負担のほうがかぶってきている、こういう実感であります。

議長（佐々木良一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） これで、質疑を終了します。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

10番七戸議員。

10番（七戸輝彦君） この意見書に対して反対の立場から討論をさせていただきます。

先ほど板垣議員のほうからもありましたけれども、まず申し上げておきたいことは、私も中小零細企業の一人でございますが、事業を廃止するということと消費税が上がるということは直接関係ないように日ごろ考えております。一番深刻なのは、後継者問題と、時代の要請への中小企業者の反応、そちらのほうやはり問題なのではないかなと常々考えておりました、この意見書の部分は当たらないと、そのように考えております。

そして、賛成議員の方にも考えていただきたいのですけれども、これは、単純に5%から8%、8%から10%に上げて、ただいただくという話ではもともとないのです。この中で、消費税を上げたときに、自公政権の約束、それから、当時の民主党さんも加わっての約束の中で、一つ具体的なものがございまして、消費税が上がることにに対しては敏感に反応して、マスコミさんも取り上げてくれるけれども、それに対して何をするのかというところは小さくしか報道されないという部分もあります。

皆さんは議員だからご存じだとは思いますが、たった一つ例を挙げますと、今、公的年金というのは、例外もありますが、基本的には25年間かけなければ受ける権利がないというのが公的年金の姿なのです。ということは、10年とか15年、あるいは20年公的年金を納めても一銭も支給されないという場合が往々にしてあるのです。このことについて、多くの疑問が政府にも寄せられているところでした。これは、公明党に対しても同じです。そのことを是正すべく、やはり、10年納めたら10年なりに、15年納めたら15年なりに、20年納めたら20年なりに年金が支給されるというのが本来の姿ではないかと思っずとやってきたのです。

この消費税が8%に上げられたときは見送るとされていましたが、10%にするときに自公政権として約束してきたのは、10年以上年金をかけた方には、その年数、その期間に応じて年金を支給するというように、皆さんへの配分を約束しているわけです。これは、くしくも、先ほど提出者が言われておりました社会保障の充実に使うべきという、まさにその

部分だと私は考えております。

実は、このことを知って、20年ほど年金をかけたのだけれども、どうしてもいただけないという事情がある方もおりました。消費税が10%になって、年金を受けることを本当に楽しみにしていた人もいたわけでございまして、8%になって、10%が見送りされて、うれしい人ばかりのような気がするのですけれども、なかなかそういう人ばかりではないというのも実情であります。

このようにして、政権の中では、社会保障に必ず使っていくということを約束しておりますので、そのことを議場の皆さんにご理解いただきたいと思います。

異例ではありますけれども、ここに賛成議員として書かれている方も反対しても構わないと思いますので、ぜひ、気が変わりましたら、反対のほうに立っていただきたいなど、そのように思うわけでございます。

よろしく願い申し上げます。

議長（佐々木良一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

2番越前谷議員。

2番（越前谷邦夫君） 2番越前谷であります。

今の反対討論の発言者の内容を聞いて、がっかりしました。まさに、賛成討論の方も理解してくれということでもありますけれども、全く実情をわかっていないなど、こういう憤りを感じて発言させていただきます。

私は、賛成討論をする予定ではなかったわけでもありますけれども、反対者のご意見を聞いて、これは言わざるを得ないなど。というのは、この文面にも書かれておりますように、国民生活、いわゆる洞爺湖町の住民生活であるとか、あるいはまた、中小零細企業は非常に限界に達しているわけでもあります。アベノミクスとって、全国的には経済が上昇気流に乗ったと言われておりますけれども、洞爺湖町の地域社会の中における中小零細企業、あるいはまた、住民の方々の生活は非常に苦しい状況下にあるわけでもあります。

私自身も、消費税増税となったときに、ああ、社会保障の充実に結びつくのだなと、それならばという気持ちでいたわけでもありますけれども、昨今の社会保障の充実は、まさに逆でありまして、非常に厳しい社会保障の状況であります。

それというのも、私も少額な年金受給者であります。国民年金受給者も、まさにこれから言うことは理解していただけるものだと思いますけれども、1,000円単位で年金の額が減っていくことは、少額な年金受給者にとっては非常に痛手であるわけでもあります。そのことを、この会場にいる方々もご理解をいただきたい。

それから、地元業者の関係については、反対者の言うような内容でないという発言も今ありました。これも実態を把握していないなと思います。私の身の回りで、消費税がアップされたことによって材料費もアップされ、人件費も上げなければならない、いわゆる消費税の負担増によってなかなか税を負担することができないということで、洞爺湖町の指名業者から離脱している方々も多いのであります。

そういった状況を見ると、消費税によって、洞爺湖町の地域社会の中にいかに厳しい風が吹いているのかということをも十分理解していただいて、私は消費税増税の撤回を求める意見書には賛成するものであります。

終わります。

議長（佐々木良一君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

議長（佐々木良一君） 以上で、討論を終了いたします。

これから、意見書案第2号消費税増税の撤回を求める意見書（案）についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（佐々木良一君） 起立少数です。

したがって、意見書案第2号消費税増税の撤回を求める意見書（案）については、否決されました。

#### 散会の宣告

議長（佐々木良一君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

あしたから9月の定例日の前日までは休会となっておりますので、ご承知願います。

本日は、これをもって散会いたします。

（午後 0時18分）

会議の経過は以上のとおり相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 2 7 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員